

概要版

# 松戸市地域福祉計画

平成18年3月

松戸市

## 1 計画の目的

---

誰もが安心して地域で暮らしつづけられるとともに、より魅力のある生活が実現できるよう、市民一人ひとりが自立しながら、お互いに地域で助け合い、市民と行政・事業者の協働により、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていくために、「松戸市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 計画の目標

---

国の策定指針では、地域福祉を推進するための基本目標を次のように示しています。

### 1 生活課題の達成への住民等の積極的参加

市民をはじめ、地域社会の全構成員が協働の考え方を持つことが重要。

### 2 利用者主体のサービスの実現

利用者本位で、その人の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要。

### 3 サービスの総合化の確立

多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠。

### 4 生活関連分野との連携

福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要。

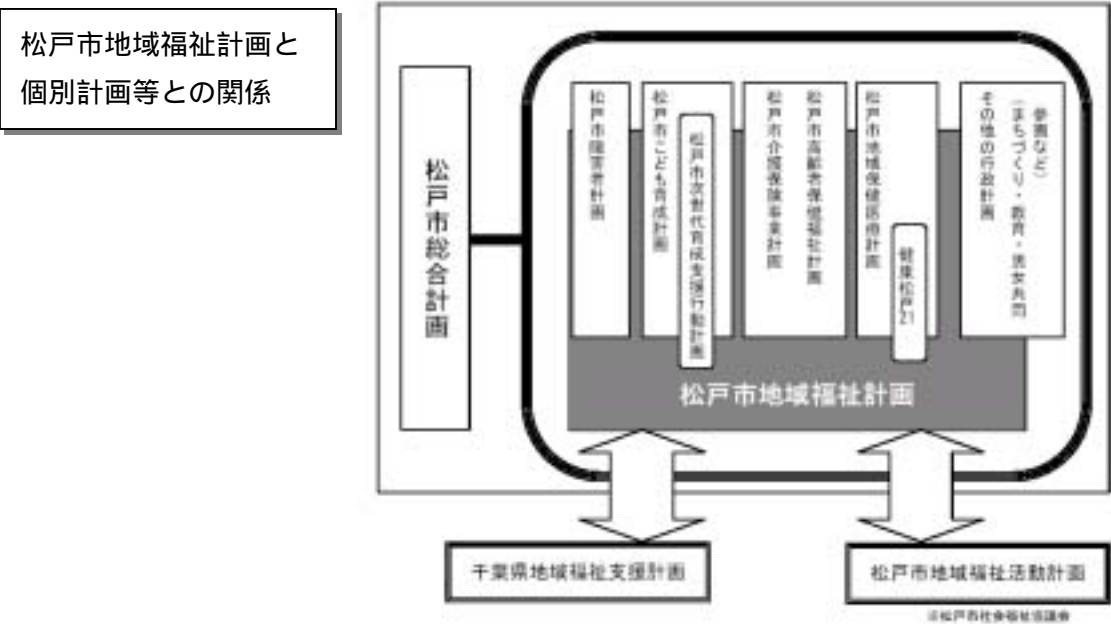
### 3 計画策定の体制

一般公募市民の委員を含めた「松戸市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民懇談会の開催、関係団体へのヒアリング、中間案の説明会、パブリックコメントの実施などにより、市民参加による計画策定を行いました。

### 4 計画の位置付け

「松戸市地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に定められた市町村地域福祉計画です。

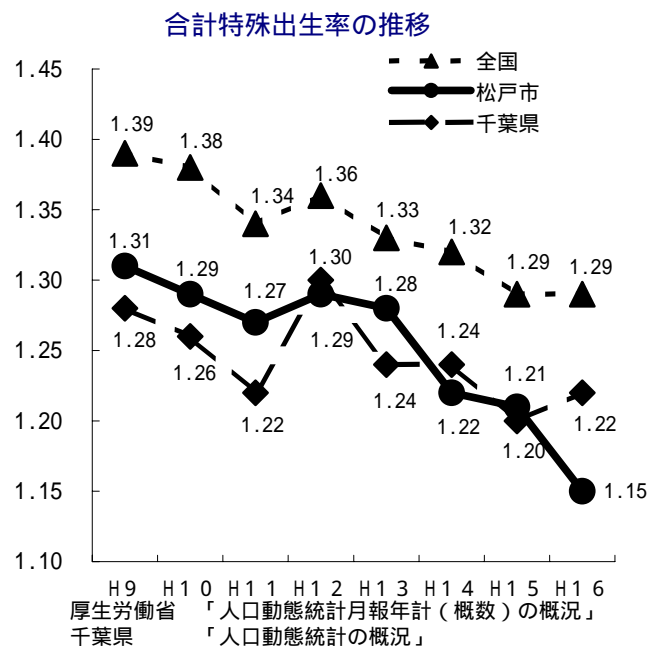
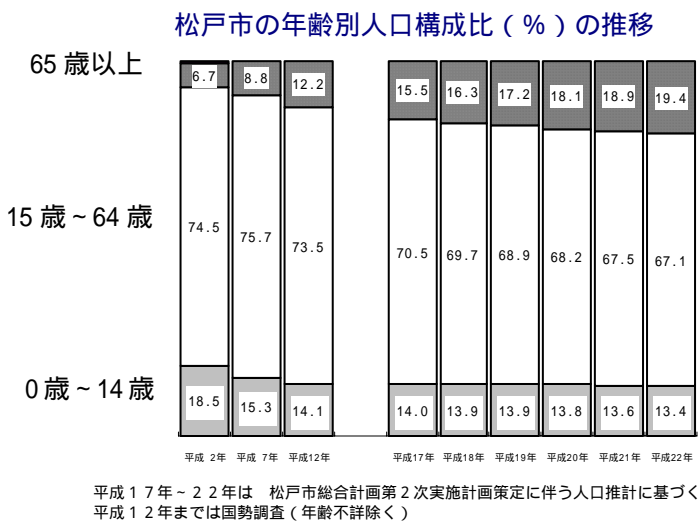
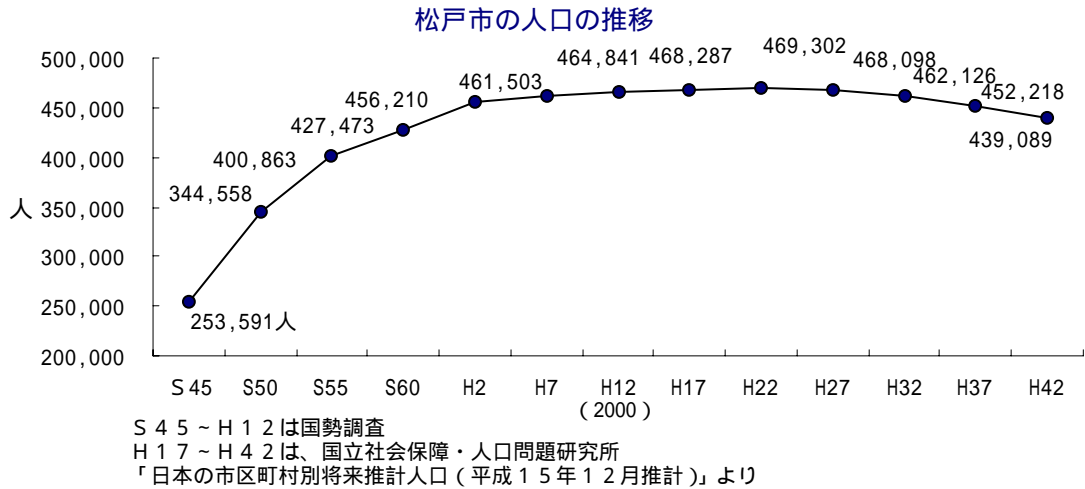
「松戸市地域福祉計画」は「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画およびまちづくり・教育・男女共同参画など各行政計画を内包し、横断的につなぐ計画です。



### 5 計画の期間

「松戸市地域福祉計画」は平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とします。

## 6 松戸市の概況



日本の総人口は減少過程に入ると予測されています。松戸市においても、ピークは少し遅れるものの、人口はゆるやかに減少していくものと思われます。急激な都市化により短期間に人口が急増した本市では、今後高齢化が急激に進むものと予測されます。

## 7 計画の基本理念と基本目標

「松戸市地域福祉計画」では、以下の基本理念、基本目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本目標 1

#### 安心して暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくります。

### 基本目標 2

#### 自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくります。

### 基本理念

## みんなで築く福祉のまち

### 基本目標 3

#### 支え合い共に生きるまちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくります。

### 基本目標 4

#### 福祉文化の創造

「福祉は特別なもの」という意識を変え、市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、身近な地域で行動できるよう、思いやりの風土をつくります。

## 8 地域福祉推進の方向性

### 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

#### 1 障壁のないまちづくり

すべての市民が安心して暮らし、社会参加を可能にしていくには、移動や動作、情報のバリアが取り除かれることが大切です。

#### 2 快適な生活環境づくり

自分の住む地域の環境に関心を持ち、住みよいまちづくりに積極的に参加していくことが求められています。

#### 3 健康づくり

自分の健康は自分で守る努力をし、また、その人の置かれている状況に応じて楽しく健康的な生活を営めるような地域社会を目指します。

#### 4 地域医療の充実

医療機関相互の連携強化とともに、福祉・保健・医療の連携を推進することが重要です。

#### 5 地域での防犯・防災・安全対策

自分たちの地域は自分で守るという意識を持ち、お互いに協力することが大切です。

#### 6 ニーズ把握の場づくり

地域社会を構成する各分野の人々が従来の枠組みを超えて、課題を共有・検討し、地域づくりを共に考えていく必要があります。

#### 7 相談援助・情報提供の仕組みづくり

サービスを必要とする側と提供する側の両者をコーディネート（調整・組立・支援）していく仕組み、人材づくりが大切です。

#### 8 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

必要な福祉サービスを選択、利用できる体制づくりと、第三者評価の活用等福祉サービスの質を向上させる取り組みを進めます。

## 基本目標 2 自立と参加の促進

### 1 制度ボランティア活動の充実

各種制度ボランティアが地域で活動していますが、個別の専門分野をいかしつつ、町会・自治会、各種委員が地域でヨコのつながりを持つことが大切です。

### 2 生涯学習の推進

生涯学習活動への参加をきっかけに地域への関心を高め、生涯学習の成果を地域活動に生かし、地域福祉の担い手になることが期待されます。

### 3 就労の支援

自立と社会参加を促すため、高齢者、障害者、若者等の就労支援を多方面から実施していきます。

### 4 地域福祉推進の人材の確保と育成

2007年問題を、経験豊かな人材が地域に戻ってくるチャンスと捉え、団塊世代を地域活動にいかに取り込んでいくか検討します。

### 5 障害者の自立への支援サービスの充実

本人や保護者の選択を尊重し、各方面からの総合的な取り組みにより、自立や社会参加の機会を確保する必要があります。

### 6 権利擁護

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進のために、制度の周知、広報を進めていきます。

### 7 子どもや高齢者への虐待等の対応

関係機関の連携・協力体制のもと、虐待に関する相談体制や虐待防止にむけた活動、早期発見、早期対応体制を整備します。

## 基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり

### 1 当事者団体の支援

情報共有や話し合いの場づくり、共通の学習や交流を通して相互理解を深め、当事者団体へのかかわり方を考える必要があります。

### 2 ボランティア・NPO活動への支援

まつど市民活動サポートセンターと松戸市社会福祉協議会のボランティアセンターが連携を図り、活動を支援していくことが望まれます。

### 3 社会福祉協議会

松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割が期待されています。

### 4 地域での声かけ見守り

地域での見守り体制づくりとあわせて、近所づきあいの中での日常的なあいさつや、「新しい向こう三軒両隣」という関係づくりが大切です。

### 5 地域での交流・ふれあいの場づくり

集会所など地域資源の有効活用と、誰もが参加でき、参加したくなるような行事、イベントの開催が必要です。

### 6 子育て支援

すべての大人が社会の一員として子育てをするという発想のもと、地域と行政の協働で取り組む子育て支援を目指します。

### 7 外国人との交流

外国人市民も地域の一員として安心して暮らせるよう、情報の提供方法に配慮したり、交流の場をつくっていきます。

### 8 ホームレス対策の検討

千葉県との連携を図りながら対策に取り組んでいきます。



## 基本目標4 福祉文化の創造

### 1 心のバリアフリー

心のバリアを生む原因の一つである日常的な交流不足を解消するためには、福祉教育や、誰もが参加できる交流の場づくりが重要です。

### 2 世代間交流

昔のような世代間のかかわりが薄れている中で、お互いを知り、理解するきっかけを意識的につくる必要があるのではないのでしょうか。

### 3 福祉教育の推進

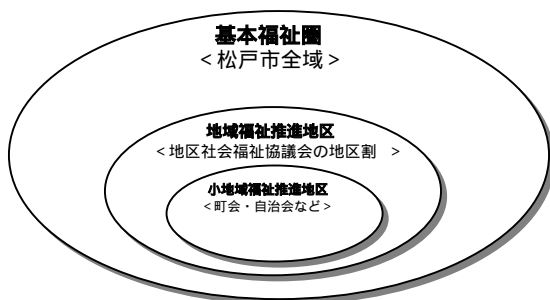
学校等の福祉教育は、相手を理解し、人を大切にする意識を育み、福祉に関心を持つきっかけとして重要な役割を果たしています。

### 4 伝統的文化活動の育成

伝統芸能の継承や、昔のくらしやあそびを教え、伝えるプロセスは、世代間交流の促進だけでなく、地域や人を知る良い機会となります。

## 9 計画の推進

### 圏域の設定



地域福祉の推進にあたっては、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みが必要です。「松戸市地域福祉計画」では、市内の地区社会福祉協議会の地区割りを基に「**地域福祉推進地区**」を設定し、計画の推進を図ります。また、町会・自治会など、より身近な小地域を「**小地域福祉推進地区**」とし、実践活動の基本の区域ととらえ、それぞれの地区の中で支え合い活動を展開します。

介護保険事業計画における「日常生活圏域」との整合を図り、「常盤平地区」と「常盤平団地地区」は1つの地域福祉推進地区とします。

## 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、市、各種団体、ボランティア、事業者、NPO、社会福祉協議会、行政など、幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも市民は、単に福祉サービスの受け手だけではなく、地域福祉の担い手として、中心的な役割を持っています。

### 松戸市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法に位置付けられています。「松戸市地域福祉計画」の推進にあたっては、松戸市社会福祉協議会を、計画の推進役として、また市民、各種団体、行政との調整役として重要視しています。

### 松戸市が行うこと

「松戸市地域福祉計画」はこれまでの各行政計画を内包し、横断的につなぐ計画であることから、その推進にあたっては、庁内関係各課の連携による推進体制をつくります。また、地域福祉に取り組んでいるさまざまな人、団体の活動を横断的に見守ることや、実施状況の点検、評価が重要であることから、「松戸市地域福祉計画策定委員会」を発展させた、計画の推進組織を設置します。

### 地域資源の活用と財源の確保

市町村の財政は大変厳しい状況におかれています。行政、市民、地域の三者が知恵を出しあい、地域資源の有効活用や、地域福祉活動推進のための財源確保を図ることが大切です。

## 10 地域福祉活動の実践 ～地域における今後の計画推進の方向性～

生活課題は地域性があり、その解決手段も異なります。「松戸市地域福祉計画」の推進にあたり、それぞれの地域の課題にどのように取り組んでいったらよいのか、方向性を示す実践として、**(1) 孤独死ゼロ作戦** **(2) 稔台地区、小山地区でのモデル事業** **(3) 高齢者支援連絡会** の3つを取り上げています。

### 松戸市地域福祉計画 概要版

平成18年3月

編集 松戸市健康福祉本部企画管理室

〒271-8588 松戸市根本 387-5

047-366-1111